

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

2013年12月6日に成立した「特定秘密の保護に関する法律」(通称・特定秘密保護法)は、国民の知る権利やメディアの取材・報道の自由を脅かしかねないものと考えられる。

この法律は、防衛、外交、特定有害活動(スパイ行為等)の防止、テロリズムの防止に関して特定秘密に指定した内容を漏らした者、その内容を知ろうとした者、知った者が処罰の対象となる場合がある。さらに秘密指定の期間が無制限になる可能性もあり、国民の知る権利が侵害されることが危惧される。

最大の問題点は、大臣など行政機関の長が指定する秘密について、「何が秘密かも秘密である」という点であり、指定される秘密が恣意的に拡大する恐れがある。国会議員、市民団体、報道関係者が処罰の対象になるほか、一般国民も対象者になるため、誰が、いつ、どんなことで同法違反容疑者になるとも限らない可能性がある。本人が特定秘密と知らないで書き表した文章の内容が処罰の対象となることも懸念される。

報道機関に関しては、取材が萎縮して情報が国民に届かなくなることが危惧され、国民生活にとって重要な情報が隠蔽されることも考えられる。

この法律は、総じて日本国憲法の理念及び条文に抵触することが懸念され、既に100を超える地方議会が廃止や見直しを求める意見書を可決している。さらに、山梨県弁護士会でも反対しているなど、課題が多い法律であると、言わざるを得ない。

よって、特定秘密保護法を撤廃するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月12日

甲 府 市 議 会

提出先 内閣総理大臣